

基構第 21 - 56 号  
平成 21 年 12 月 17 日

社団法人 全国建設業協会  
各都道府県建設業協会  
専務・事務局長 殿

財団法人 建設業振興基金  
専務理事 初谷 雄一

## 「ワンストップサービスセンター事業」の拡充等について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当基金の業務について格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ワンストップサービスセンター事業の実施運営にあたりましては、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、国土交通省においては、今般、政府の「緊急雇用対策」及び「緊急経済対策」により「建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進」を図ることとされ、当基金に対して別添（国総建整 224 号 平成 21 年 12 月 16 日付け 建設企業の成長分野展開を支援する相談体制の整備等について）のとおり、ワンストップサービスセンター事業の拡充等についての対応方依頼がありました。

具体的な内容としましては、これまで年度内 2 回を限度としていた専門家派遣による無料経営相談を、成長分野展開に関する相談については、年度内 4 回まで実施すること、雇用支援制度や資金繰り支援制度に関する情報提供・相談について適切に実施すること、これらの周知を図ること、となっております。

つきましては、今後、既に 2 回の経営相談を利用した企業から各協会の窓口相談の申込があった際には、現行と同様の事務手続きを取っていただき、建設業経営支援アドバイザーの派遣方対応していただきますようお願い申し上げます。

また、今回の措置につきましては、国土交通省において平成 21 年 12 月 21 日に記者発表が予定されており、同日から対応することとしておりますので、何卒ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、建設業経営支援アドバイザーに対しましては、既に同様のご依頼をさせていただいていることを申し添えます。

今回の措置の対象は、成長分野展開に関する相談を希望する企業としていますが、相談内容の詳細を把握することは困難かと存じますので、ある程度柔軟な対応で結構でございます。

お問い合わせ先：

(財)建設業振興基金 構造改善センター

担当：喜多、内田、濱崎 TEL 03-5473-4572

国総建整 2 2 4 号  
平成 2 1 年 1 2 月 1 6 日

財団法人 建設業振興基金  
理事長 鈴木 政徳 殿

国土交通省総合政策局  
建設市場整備課長

### 建設企業の成長分野展開を支援する相談体制の整備等について

今般、「緊急雇用対策」（平成 2 1 年 1 0 月 2 3 日緊急雇用対策本部決定）により、「成長分野展開を図ろうとする建設企業の試行的取組に対する支援、相談体制の整備、情報の周知、共有化」及び「成長分野への展開に必要な教育訓練の支援」を推進することとされました。また、「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 2 1 年 1 2 月 8 日閣議決定）により、「建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進」を図ることとされました。

つきましては、現在実施しているワンストップサービスセンター事業を下記のとおり拡充等していただきたく思いますよう、ご対応方よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 専門家派遣による経営相談の拡充等

これまで年度内 2 回を限度としていた専門家派遣による無料経営相談を、成長分野展開に関する相談については、年度内 4 回まで実施することができることとし、意欲のある建設企業の取組を一層支援すること。

また、成長分野展開に活用可能な他省庁所管の支援制度等の活用に関する情報提供・相談について、経営相談の一環として適切に実施すること。

#### 2. 雇用維持・能力開発に関する情報提供・相談の適切な実施

依然として厳しい雇用情勢が続いている状況に鑑み、建設企業が雇用する労働者の雇用維持・能力開発に資する雇用調整助成金、建設教育訓練助成金等の各種支援制度の活用に関する情報提供・相談について、経営相談の一環として引き続き適切に実施すること。

特に、雇用調整助成金については、平成 2 0 年 1 2 月以降、累次に亘る支給要件の緩和、助成率の引き上げなどの制度拡充が行われ、また、本年 1 2 月には、明日の安

心と成長のための緊急経済対策の一環として、さらなる要件緩和がなされている。本助成金は、建設企業が成長分野展開を行う際に必要となる従業員の教育訓練等に活用可能であり、その理解及び活用の促進を図ることが重要である。については、同制度の概要資料を本通知と併せて送付するので、積極的な周知を行うこと。

### 3. 資金繰り支援制度に関する情報提供・相談の適切な実施

年末・年度末を迎えるにあたって、建設企業の資金需要の増大が予想されることから、地域建設業経営強化融資制度、下請資金繰り支援事業、緊急保証制度、セーフティネット貸付制度等の資金繰り支援制度の活用に関する情報提供・相談について、経営相談の一環として引き続き適切に実施すること。

### 4. 周知

上記について、貴基金のホームページ等により周知すること。

#### (4) 緊急雇用創造の拡充

成長分野を中心とした雇用創造を推進するため、先般策定した「緊急雇用創造プログラム」の拡充を図る。

##### <具体的な措置>

##### ○重点分野における雇用の創造

- ・ 介護、医療、農林、環境・エネルギー、情報通信、観光、地域社会雇用等の分野における新たな雇用機会の創出、地域ニーズに応じた人材育成を推進する。

##### ○地域社会雇用創造事業の創設

###### (ア) 社会起業インキュベーション事業

- ・ NPOや社会起業家など社会的企業等の創業・事業化を通じて、「地域社会雇用」を創造する。このため、社会起業プラン・コンペティションを通じて、スタートアップ等を支援する。

###### (イ) 社会的企業人材創出・インターンシップ事業

- ・ 社会的企業分野におけるインターンシップを含めた人材創出に取り組む。

##### ○観光立国の実現に向けた施策の推進

- ・ 休暇取得・分散化の促進等による国内旅行促進、観光圏の整備促進、査証審査体制の整備を踏まえた中国個人観光査証（ビザ）の最大限の活用等による外客誘致促進等の効果的な施策展開を加速する。

##### ○その他

- ・ 建設労働者の雇用の確保及び再就職の促進
- ・ 建設企業の成長分野展開を図るため、経営相談窓口における相談体制の拡充、情報の周知、共有化の促進
- ・ 海運事業者の計画的な雇用確保支援による若年船員の就職の促進

#### (5) 保育サービスの拡充等女性の就労支援

女性が働きやすい環境づくりのため、良質な保育サービス等の拡充、母子家庭等の在宅就業の支援に取り組む。

##### <具体的な措置>

## 「緊急雇用対策」(技料) 平成21年10月23日 緊急雇用対策本部決定

### 会の拡大

- 一地域における優れた技術や潜在力を活用していくため、ポスドク等の研究人材について、大学・公的研究機関・民間企業・自治体等が連携して行う共同研究プロジェクトへの従事等の実践的な教育を施し、育成を図る
- ・ 偽装請負、派遣契約の中途解除の防止など、法令遵守に向けた指導監督の徹底
- ・ 事業主への働きかけや助成金の活用による他産業への失業なき労働移動の促進

## 2. 「緊急雇用創造プログラム」の推進

### (1) 3つの重点分野におけるプログラムの推進

#### <介護雇用創造>

##### ①「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム

- ・ 求人ニーズが高い介護分野で、働きながら資格取得(介護福祉士、ホームヘルパー2級)ができるよう支援するプログラムを創設
- ・ 資格取得のための研修費用の手当及び1年又は2年の実践的な雇用経験の付与等を可能にするため、「緊急雇用創出事業」の要件を緩和
- ・ 実習免除等の働きながら資格を取ることを容易にするための措置の導入等
- ・ 地方自治体に対して、①重点事業としての事業採択と事業の前倒し執行、②介護サービス施設、事業者への積極的な周知を要請

##### ②介護人材確保施策の推進

- ・ 全国地域包括ケア推進会議の設置、介護職員処遇改善交付金の周知を通じた介護職員の処遇改善
- ・ 主要なハローワークに設置している「福祉人材コーナー」をはじめとして全国のハローワークで介護分野の求人開拓を重点実施
- ・ 助成金や職業訓練を活用した介護分野の人材確保・定着

##### ③介護サービス整備の加速化等

- ・ 「介護基盤の緊急整備特別対策事業」による介護基盤整備の推進
- ・ 大都市部の自治体の意向を踏まえた認知症対応型グループホームのユニット数の拡大による整備の促進(2ユニットから3ユニットへ)
- ・ 高齢者の地域生活を支援する者を養成(「緊急雇用創出事業」及び「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用)

#### <グリーン(農林、環境・エネルギー、観光)雇用創造>

##### ①「働きながら職業能力を高める」グリーン雇用プログラム

###### (農林水産分野)

- 以下の事項について「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」等を活用し実施するとともに、これら事業の運用について通知を発出し、生産現場での活用を促進
- ・ 農林水産分野での雇用創出・就業促進の積極的展開
- ・ 耕作放棄地の権利関係の調査、新たな参入者とのマッチング、軽微な農地再生作業等の耕作放棄地再生に向けた取組の実施

・ 農山漁村の6次産業化一直売所の設置や地域ブランドの立上げ等の取組み、農商工連携の担い手たる人材育成のための研修強化

一地域の農林漁業者と中小商工業者との連携により新事業を創出し、雇用の場を拡大するため、農商工連携の担い手たる人材を育成するための研修事業について、より多くの受講希望者に機会を提供すべく対象者数を拡大

○ 農林水産省等と連携したガイダンス及び合同企業面接会の早期実施

(環境・エネルギー分野)

・ 住宅用太陽光発電システム施工の無料講習会の拡充による施工人材の育成及び施工ガイドラインの策定

一住宅用太陽光発電システムの設置には専門的知識が必要なため、施工に係る専門人材育成のための無料講習会を拡充するとともに、施工の手順書となる「施工ガイドライン」を今年度中を目途にまとめる。

・ 企業等における省エネ・CO2排出削減を担う人材の育成

一京都協定書の目標達成等に向け、中小企業や農林業、オフィス・店舗等業務部門などの省エネ・CO2排出削減を加速化することが重要であるが、このため、特に企業OB等を活用し、「エネルギー管理士」等の裾野拡大・質的向上を図るとともに、「国内クレジット制度」等に関する審査・検証・アドバイスに係る人材やそのスタッフ等の育成を図る(必要に応じ「緊急雇用創出事業」や「緊急人材育成支援事業」などの活用を図る)。

・ 環境省が推進するオフセット・クレジット(J-VÉR)制度の対象となるプロジェクト分野を追加し、中山間地域等における温室効果ガス排出削減・吸収対策の推進とそれを担う人材を育成

・ グリーンワーカー事業の対象拡大(生態系保全や外来種対策を事業対象に追加する等)

(観光分野)

・ 観光産業の人材ニーズの情報提供

・ 観光人材の育成(「緊急人材育成支援事業」の活用による教育訓練の実施)

・ 外客誘致促進、国内旅行促進、観光圏の整備促進等の効果的な施策展開を加速化することで、観光立国を実現し、観光産業の雇用を拡大する。

②森林・林業再生の促進

(ア)緊急的な取組「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善等

(1)「森林整備加速化・林業再生事業」の運用改善(人材養成の重視、施業の集約化の推進等)

○ 建設業等からの新規参入等に必要な研修の実施及び施業の集約化に向けた取組の強化等以下の所要の運用改善

・ 人材養成の重視

一事業を担う人材養成のため、講師養成研修及び「間伐」、「路網整備」、「境界明確化」、「林業機械の導入」の事業実施主体向け研修を実施

平成22年度から以下を実施

・ 施業の集約化の推進

一都道府県ごとに「集約化等実施計画」を策定

一事業成果の公表

・ 木材加工流通施設・木質バイオマス利用施設等整備の改善

・ 木造公共施設等整備の改善

(2)集約化施業・路網整備の推進に向けた森林情報の整備・人材育成等

○ (1)を前提に、森林吸収目標の達成に向け、必要な間伐等の森林整備を進めつつ、集約化施業や路

網整備を加速化し、利用間伐を拡大。このため、森林の境界・所有者・施業履歴等の情報整備、施業プランナーの活動支援、建設業従事者を活用した路網技術者など必要な人材育成等について、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用を図る

(3) 地域材の地産地消や林業経営者の活動等による地域における緊急の雇用創出等（「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用）

- 地域材の地産地消に向けた家具、木工品等の製品開発、加工技術、マーケティング等に関する研修・訓練の実施
- 林業研究グループが行う研修等の補助的業務や林業研究グループの構成員である林業経営者の事業活動の補助的業務に従事しつつ、研修・訓練を実施

(4) その他

- ・ 公共建築物及び公共土木工事における木材利用の拡大や火力発電所における石炭とチップ等の混焼の拡大に向けた措置を講ずることにより、チップ工場等における雇用を創出し、「緊急雇用創出事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「緊急人材育成支援事業」の活用を図る。

(イ) 中長期的な取組—「森林・林業再生プラン(仮称)」の作成

森林・林業の再生に向け、以下の点を理念・目標とした「森林・林業再生プラン(仮称)」を、年内を目途に作成し、関連施策を推進する。

<理念・目標>

- ① 森林の多面的機能の持続的発揮
- ② 森林・林業を基軸とした、付加価値の高い地域資源創造型産業の創出
- ③ 木材利用・エネルギー利用拡大による森林・林業の低炭素社会への貢献
- ④ 地球温暖化対策と連携した、10年後の木材生産量

③ 関連施策の推進

- ・ 建設企業の成長分野展開支援
  - 成長分野展開を図ろうとする建設企業の試行的取組に対する支援、相談体制の整備、情報の周知、共有化
  - 成長分野への展開に必要な教育訓練の支援(建設教育訓練助成金等の活用促進)
- ・ 住宅リフォーム市場の活性化、木造住宅の振興
- ・ 地域のICTの利活用促進

<地域社会雇用創造>

- 雇用支援分野での「社会的企業」の活用
  - ・ 地域再生・街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援等の多様な生活関連サービス分野における新たな雇用の場として、NPOや社会起業家などが参加する「社会的企業」主導の「地域社会雇用創造」を推進する
  - ・ 特に若者など困難を抱えた人々を労働市場に結びつける雇用支援分野での活用を図る（「緊急人材育成支援事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」及び「緊急雇用創出事業」の活用）
  - ・ NPO 法人等の社会的企業が保育所との連携の下に行う家庭的保育事業の試行的実施（離職者等を雇用して家庭的保育者研修を実施した上で利用者との契約により自宅で乳幼児を保育、安心こども基金を活用して実施）

## (2) 雇用創造のための既存施策・予算の活用

### ○「緊急雇用創出事業」等の運用改善と前倒し執行等

#### <事業の運用改善>

(ア)「働きながら資格をとる」介護雇用プログラム実施のための「緊急雇用創出事業」の運用改善(前述)

(イ)「緊急雇用創出事業」の要件緩和

- ・ 現在、雇用期間6か月以内で介護・福祉・教育等の分野に限って1度の更新を可能としているところ、全ての分野で1度の更新を認める。さらに介護については、雇用期間を1年以内に延長し、1度の更新を可能とする
- ・ 事業費に占める人件費割合、新規雇用の失業者割合を新規雇用失業者の人件費割合2分の1以上に緩和

(ウ)「ふるさと雇用再生特別基金事業」の要件緩和

- ・ 事業収益について、事業が継続され、継続して労働者を雇用する場合、委託元への返還を不要とする

#### <事業の前倒し執行>

(エ)「緊急雇用創出事業」の事業の前倒し執行等

- ・ 地方自治体に対して、上記の運用改善への対応及び緊急雇用創造の観点から、事業の前倒し執行を要請

#### <制度の活用等>

(オ)「働きながら職業能力を高める」雇用プログラムを支える職業能力評価制度(「ジョブ・カード制度」など)の活用

※「ジョブ・カード制度」は、企業実習と座学を組み合わせた実践的な職業訓練の機会を提供し、フリーター等が正社員となることを支援することを目的としている。

(カ)再就職に効果的な職業訓練の提供の在り方に関する検討

- ・ 訓練実施機関等の選定に関し、再就職の成果を上げるインセンティブが働きやすい方法について検討

(キ)地方公共団体への支援

- ・ 地方公共団体が実施する緊急雇用対策について、特別交付税により支援する。

# ワンストップサービスセンター事業

各都道府県等に設置する「建設業総合相談受付窓口」において経営相談を受け付けるとともに、必要に応じて、中小企業診断士等の経営支援アドバイザーを派遣します。

- 建設企業への助成金や支援制度を活用したい。
- 経営方針・経営戦略、資金調達などの相談をしたい。

ワンストップサービスセンター事業では、建設企業の皆様に向けて、以下のようなメニューをご用意しております。

## 支援メニュー

### 1. 建設企業への情報提供

建設企業の雇用維持・能力開発、成長分野展開、経営革新、基盤強化などを支援する幅広い分野の情報(※)を一元的に紹介します。

(※) 建設業支援(国土交通省関係)、雇用支援(厚生労働省関係)、中小企業支援(経済産業省関係)、就農支援(農林水産省関係)などの情報

雇用調整助成金、建設教育訓練助成金等の各種支援制度に関する情報提供も実施!

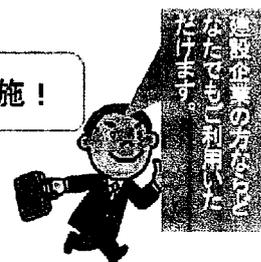
### 2. 経営相談

情報提供に加えて、さらに、

- 中小企業診断士、公認会計士、社会保険労務士等の建設業経営支援アドバイザーが、経営方針、成長分野展開、財務分析・経営診断、資金繰り、労働・社会保険、教育訓練、安全衛生など、幅広い内容の経営相談に応じます。

- 3時間程度の相談を2回まで無料でご利用いただけます。(御社にアドバイザーが訪問し相談を伺います。)

成長分野展開に関する相談は、4回まで無料で実施!



## ご相談はこちらへ

- (財)建設業振興基金 構造改善センター  
TEL 03-5473-4572/FAX 03-5473-4594  
<http://www.yoi-kensetsu.com/one-stop/top/>
- 各地方の国土交通省地方整備局等(建設産業課等)
- (社)全国建設業協会及び各都道府県建設業協会
- (社)建設産業専門団体連合会及び各専門工事業団体

ワンストップサービスセンター  
**経営相談申込書**

建設業総合相談受付窓口 行

平成 年 月 日

相談申込者	
(ふりがな) 会社名	
住所	〒 -
連絡担当者	
電話	
F A X	

相談希望日時・場所	
相談希望日時	平成 年 月 日 ( ) ( : ~ : )
相談場所	<input type="checkbox"/> 自社 ・ <input type="checkbox"/> その他 ( )
希望アドバイザー	<input type="checkbox"/> なし ・ <input type="checkbox"/> あり(アドバイザー名: )
相談分野 (該当するものを○で囲んでください。複数選択可)	
1. 経営全般	2. 財務・資金調達
3. 人事・労務・人材育成	4. 新分野(成長分野)進出
5. 組織再編	6. その他 ( )
※4. 新分野(成長分野)進出の相談につきましては、 <u>4回まで無料で利用</u> することができます。	
アンケート:この経営相談をどのようにして知りましたか (該当する項目を○をして下さい)	
<input type="checkbox"/> 地方整備局等の広報	<input type="checkbox"/> 都道府県建設業協会の広報
<input type="checkbox"/> 専門工事団体の広報(団体名: )	
<input type="checkbox"/> 建設業振興基金の広報	<input type="checkbox"/> その他( )

※お申込受付後、建設業経営支援アドバイザーより日時・相談場所等の調整を行うための連絡をいたします。相談日時については可能な限りご希望を優先しますが、建設業経営支援アドバイザーの都合がつかない場合には、変更をお願いする場合がありますので、予めご了承下さい。